

『情報Ⅰ』の経過措置についての関係団体からの意見

<大学関係団体>

・ 国立大学協会	1 ページ
・ 公立大学協会	5
・ 日本私立大学連盟	7
・ 日本私立大学協会	9
・ 公立短期大学協会	11
・ 日本私立短期大学協会	13

<高校関係団体>

・ 全国高等学校長協会	15
・ 全国都道府県教育委員会連合会	17
・ 指定都市教育委員会協議会	21
・ 全国市町村教育委員会連合会	23

国大協企画第33号
令和3年8月25日

大学入試センター理事長
山 本 廣 基 殿

国立大学協会
入試委員会委員長 岡 正 朗
(公印省略)

平成30年度告示高等学校学習指導要領に対応した大学入学共通テストに
おける出題科目『情報Ⅰ』の経過措置について(回答)

令和3年7月26日付け入試セ企第44号で依頼のありました標記のこと
について、別紙のとおり提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

【本件担当】

国立大学協会企画部 村山、伊藤
直通：03-4212-3517
FAX：03-4212-3509
E-mail：kikaku@janu.jp

令和3年8月25日

平成30年度告示高等学校学習指導要領に対応した大学入学共通テストにおける出題科目『情報Ⅰ』の経過措置についての意見

国立大学協会 入試委員会

大学入試センターから令和3年7月26日付で依頼のあった「平成30年度告示高等学校学習指導要領に対応した大学入学共通テストにおける出題科目『情報Ⅰ』の経過措置について」（入試セ企第44号）について、各国立大学に意見照会を実施し、回答を取りまとめた。大学入試センターから提示されたA案、B案についての意見は以下のとおりである。

【A案について】

以下の条件を満たした上で実施される場合には、「適当である」と考えられる。

1. 旧教育課程「情報」に対応した経過措置問題（以下、『旧情報』）については、旧教育課程における教科「情報」の選択科目である、「社会と情報」「情報の科学」いずれの履修者も回答できるような問題内容、あるいは選択問題の設定が行われること。
2. 『旧情報』と『情報Ⅰ』との間で難易度に差が出ないような作問がなされること。なお、『旧情報』と『情報Ⅰ』で一定の平均点差が生じた場合には、得点調整が実施されること。
3. 現在旧教育課程を履修している高校生に対して、令和7年度入試においては、現在大学共通テストで出題されていない『旧情報』および『情報Ⅰ』が出題されることについて、十分な説明がなされること。

【B案について】

国立大学協会として統一的な対応を示すことについては、『情報Ⅰ』を課す場合に、新教育課程履修者、旧教育課程履修者双方にとっての公平性・公正性を担保しつつ、旧教育課程履修者が不利とならないような配慮方法を提

示することは困難である。

各大学の個別の入学者選抜において、旧教育課程履修者に対して不利益にならないような配慮を実施することは、アドミッション・ポリシー等に依じて判断することであるが、大学共通テストにおいて、『情報Ⅰ』を出題するにあたっての旧教育課程履修者に対する経過措置は、国・大学入試センターが責任を持った対応を行うべきである。

3 公大協第 96 号

令和 3 年 8 月 20 日

独立行政法人大学入試センター理事長

山本 廣基 様

一般社団法人公立大学協会

会長 松尾 太加志（北九州市立大学長）

令和 7 年度大学入学共通テストにおける出題科目『情報Ⅰ』の
経過措置案に対する意見（回答）

平素より、当協会並びに会員校の活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 7 月 26 日付入試セ企第 44 号で照会のありました掲題の件につきまして、別紙「令和 7 年度大学入学共通テストにおける出題科目『情報Ⅰ』の経過措置案に対する意見」のとおり回答申し上げます。

ご査収の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

【お問合せ】

一般社団法人 公立大学協会 事務局担当：岡崎
東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル B106
TEL：03-3501-3336
Mail：jimu@kodaikyo.org

令和7年度大学入学共通テストにおける出題科目『情報Ⅰ』の 経過措置案に対する意見

貴センターから提示されたA案（旧教育課程の教科「情報」の内容に対応した経過措置問題を作成し受験させる方法）及びB案（経過措置問題を作成せず、『情報Ⅰ』を課す大学において旧教育課程履修者が不利とならないよう配慮する方法）について会員校に意見聴取を行い、その結果を下記のとおり協会の意見として回答いたします。

全会員校 98 校中 78 校から回答があり、うちA案を支持する会員校 34 校（回答に占める割合は 43.6%）に対し、B案は 16 校（同 20.5%）であった。また『情報Ⅰ』を課さない又は現時点では回答できないと回答したのは 28 校（同 35.9%）であった。

A案を支持する理由の多くは、B案における各大学の配慮が統一されないことで、受験者に混乱を生じさせかねない点と、旧教育課程履修者への配慮の具体的な方法に対する懸念である。貴センターより発出された、令和3年3月24日付「平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した令和7年度大学入学共通テストからの出題教科・科目について」において「旧教育課程（略）を履修した高等学校等卒業者に対しては、出題する教科・科目の内容に応じて配慮を行うものとし、令和7年度大学入学共通テストにおいて必要な措置をとる」との記載があり、貴センターによる統一的な対応への期待もあったと思われる。

一方で、B案を支持する理由としてあげられたのは旧教育課程の「情報」は学習内容が大きく異なる点である。A案の経過措置問題を受験させることにより、経過措置がうまく機能したとしても、入学後の知識・能力のギャップはカリキュラムに影響を与えかねない。

当協会は貴センターにおいて経過措置問題を作成し統一的な対応を取ること、そのうえで各大学が、必要に応じて『情報Ⅰ』を選択科目とすることができることが望ましいと考える。「配慮」をすべて大学の判断に委ねることなく、できる限り受験者への平等な対応をお願いしたい。

令和3年8月18日

独立行政法人大学入試センター 御中

一般社団法人日本私立大学連盟

「大学入学共通テストの出題科目『情報Ⅰ』の経過措置について」(案)に関する意見

標記の件につきまして、7月19日付文書により、貴センターから当連盟の意見を報告するようご依頼をいただきました。ご指示に従って文書の取り扱いに厳重な注意をしつつ、さっそく会員大学から意見を聴取し、当連盟の総意として下記の意見を取りまとめましたので、ここにご報告いたします。

記

旧教育課程履修者が不利とならないようにするための「配慮」の詳細が現時点では不明であるので、最終的な判断を示すことは難しいが、上記「配慮」の適切かつ具体的なガイドライン等が可及的すみやかに公表されることを条件として、「B案が適当」であると暫定的に判断する。

大学入学者選抜に求められる基本原則の一つは、受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保である。受験機会における外形的な公平性の担保の観点に立てば、旧教育課程の教科「情報」（「社会と情報」及び「情報の科学」）の内容に対応した経過措置問題を作成し、『情報Ⅰ』を課す大学を志望する旧教育課程履修者に受験させる「A案が適当」という意見もあった。しかし、旧教育課程の教科「情報」は、新教育課程の教科『情報Ⅰ』とは目標や内容が異なり、『情報Ⅰ』と経過措置問題とでは試験内容が異なるので、当該大学が求める学力を測定することを目的とする選抜方法としての教育的な公正性の観点に立てば、A案の妥当性は低いとする意見が全体としては大勢を占めた。さらに、経過措置問題の作問の負担に加えて、受験会場における配布・回収作業を煩雑化し、現場の混乱を誘発するリスクなどを考え合わせれば、大学入学共通テストの作問や受験会場提供及び運営に多大の貢献をしてきた会員大学を擁する当連盟としては、A・B両案のどちらにも一長一短があることを認識しつつ、B案を基本方針として、旧教育課程履修者の目線に立った具体的な対応策を検討することが現実的には望ましいと判断する次第である。

B案を基本方針とすれば、公平性・公正性を担保するための合理的な特例措置が必要となるが、旧教育課程履修者が不利とならないようにするための「配慮」に関する具体的かつ適切なガイドライン等を「令和7年度大学共通テスト実施大綱の予告（補遺）」の通知と併せて可及的すみやかに公表し、旧教育課程履修者にも十分な事前情報と準備期間を与えることによって、公平性・公正性は教育的に一定程度担保することができると思う。『情報Ⅰ』の受験者は、少なくとも当初は多数にのぼることはないと予測されるので、高大接続改善の一環として、高校と大学が正確な関連情報を早期に共有し、高校の丁寧な学習指導と大学の積極的な情報公開の両面から、旧教育課程履修者の不利とならないように鋭意努めることを大学入学者選抜協議会等で明確に確認すれば、一般社会の理解を得ることも期待できるであろう。

当連盟は、上述の理由により、旧教育課程履修者が不利とならないようにするための「配慮」の適切かつ具体的なガイドライン等が可及的すみやかに公表されることを条件として、「B案が適当」とであると暫定的に判断する。

以上

「平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した大学入学共通テストの出題教科『情報Ⅰ』の経過措置」に対する意見

令和3年8月20日
日本私立大学協会

■はじめに

- 私立大学における大学入学者選抜は、建学の精神を源泉として展開する多様で特色ある教育実践の第一歩に位置付けられるものである。その重みに鑑みれば、私立大学における大学入学者選抜は、私立各大学の自主性・自律性に委ねられなければならない。
- これに加えて、我が国の18歳人口は既に長期に亘る減少局面にあるが、少子化時代における私立大学の大学入学者選抜は、これまでの「セレクション」の視点から「マッチング」の視点での実施に比重が置かれるようになっている。
- こうした私立大学における大学入学者選抜に対する基本的考え方の上に立ち、この度の「平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した大学入学共通テストの出題教科『情報Ⅰ』の経過措置」について、以下に若干の意見を申し述べてい。

■「情報Ⅰ」の経過措置について

- この度示された「情報Ⅰ」の旧教育課程（平成21年告示高等学校学習指導要領）履修者に対する経過措置には、旧教育課程の「情報」に対応した経過措置問題を作成するA案と、「情報Ⅰ」を課す大学に旧教育課程履修者が不利とならない配慮を求めるB案の2案が提示されている。
- A案の場合、令和6年度までの大学入学共通テストには出題教科として「情報」自体がないのにもかかわらず、新教育課程（平成30年告示高等学校学習指導要領）に対応した令和7年度からは、過年度生である旧教育課程履修者についても「情報」の受験が必要となる点に問題が若干ある。これに対する何らかの緩和措置が必要と考える。
- B案については、そもそも私立大学においては、大学入学共通テストの利用自体が各大学の自主的・自律的な判断に委ねられており、その利用方法も所謂アラカルト方式となっている。この基本的な性格については新教科「情報Ⅰ」の利用にあたっても変わらない。
- この前提を踏まえれば、私立各大学において大学入学共通テストの「情報Ⅰ」を活用する場合には、例えば選択科目の一つとして活用する等のように、各大学の判断で旧教育課程履修者が不利とならない配慮を求めることは一つの方策として考え得る。

■おわりに

- 本協会では、令和2年11月30日の意見書『大学入試センター「平成30年度告示高等学校学習指導要領に対応した大学入学共通テストの出題教科・科目について（検討中案）」に関する意見』において、「この度の新学習指導要領で新たに加わったデータ活用等をはじめとする高等学校における「情報」の教育実態を踏まえ、受験生の公平性・公正性に十分に配慮した出題内容とすること」を申し述べたところである。
- 「情報」については、その免許状を持つ教員の採用が少なく、免許外教科担任による授業も少なくないといった高等学校の状況もなお仄聞する。大学入試センターにおいては、引き続き高等学校における「情報」の教育実態を踏まえた、公平・公正な大学入学共通テストの実施をお願いしたい。

以 上

公短大協第16号
令和3年8月20日

独立行政法人大学入試センター
理事長 山本 廣基 殿

全国公立短期大学協会 会長 柳沢幸治

平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した大学入学共通テストにおける
出題科目『情報Ⅰ』の経過措置について（回答）

日頃から、公立短期大学における入学者選抜については、ご指導ご助言をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年7月26日付入試セ企第44号にて照会のあった標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

【A案について】

基礎的な学習の達成度の把握は、受験生の教育課程に関わらず、公平で適正な方法であることが不可欠である。

共通テストの出題科目『情報Ⅰ』を課す大学に、旧教育課程履修者への経過措置を任せたのでは、各大学によって配慮が異なることも想定され、旧教育課程履修者が不利益を受ける可能性がある。

よって、公平性、妥当性の面から、共通テストにおいて経過措置問題を作成し受験させることが適当と考える。

【B案について】

旧教育課程の「社会と情報」及び「情報の科学」と新教育課程の『情報Ⅰ』では、教育の目標や内容が大きく異なるため、『情報Ⅰ』と経過措置問題とでは試験問題の内容が異なってくるという点が問題である。

よって、『情報Ⅰ』を課す大学において、旧教育課程履修者が不利とならないよう配慮するとともに、受験者に対して『情報Ⅰ』の扱いについて丁寧な情報提供を行うことが望まれる。

この場合において、各大学によって配慮に大きな差異が生じないよう、一定の基準を示されることが必要と考える。

平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した
大学入学共通テストにおける出題科目『情報Ⅰ』の経過措置について（回答）

日本私立短期大学協会

貴センターより令和3年7月26日付けで照会がありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

A案の〔旧教育課程教科の内容に対応した経過措置問題を作成する〕については、経過措置問題の作成は令和7年度のみであるのか、経過措置問題を受験するに当たり、旧教育課程履修生であることの確認など特別な手続きが必要となるのか、また、B案の〔経過措置問題は作成せず大学において旧課程履修者が不利とならないよう配慮する〕について、各大学において予め明らかにすべき『情報Ⅰ』の取扱いの指針は示されるのかなどについて不明な点が多いが、A案、B案どちらの場合も受験生に不利益が生じないことは勿論のこと、大学にも負担や混乱が生じることのないよう十分な検討をお願いしたい。

以上



令和3年8月19日

独立行政法人大学入試センター理事長
山本 廣基 様

全国高等学校長協会
会長 杉本 悦郎



平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した大学入学共通テスト
における出題科目『情報Ⅰ』の経過措置について（回答）

旧教育課程（平成21年告示高等学校学習指導要領）履修者が、令和7年度大学入学共通テストを受験して希望する大学に出願する上で不利益を受けないよう、また、新教育課程（平成30年告示高等学校学習指導要領）履修者も含めた受験者にとっての公平性、大学入学共通テストとしての妥当性等に照らし、全国高等学校長協会として、下記のとおり提案する。

記

1 提案内容

- （1）新教育課程履修者と旧教育課程履修者が混在する導入初年度は、令和7年度大学入学共通テストの出題科目『情報Ⅰ』を課す大学を、情報系学部・学科等、『情報Ⅰ』を選抜するための要件となることを入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に定めている大学に限定する。
- （2）旧教育課程の教科「情報」（「社会と情報」及び「情報の科学」）の内容に対応した経過措置問題を作成し、令和7年度大学入学共通テストの出題科目『情報Ⅰ』を課す大学を志望する旧教育課程履修者に受験させる。
- （3）経過措置問題には、選択問題を設けるなどして、「社会と情報」及び「情報の科学」のいずれを履修した受験生にも不利益がないよう配慮する。

2 提案理由

- （1）新教科の導入はこれまでに前例がなく、新教育課程履修者と旧教育課程履修者が混在する導入初年度においては、旧教育課程履修者への影響を最小限に止めるため、『情報Ⅰ』を課す大学を真にその教科の学習が必要な大学のみとしていただきたい。
- （2）経過措置問題を作成せず、令和7年度大学入学共通テストの出題科目『情報Ⅰ』を課す大学において、旧教育課程履修者が不利とならないよう配慮する方法では、新教育課程履修者と旧教育課程履修者との受験科目数が一致せず、公平性が担保できない。
- （3）旧教育課程履修者に対しては、大学入学共通テストにおける出題科目となる前提での授業が行われておらず、浪人した場合に令和7年度大学入学共通テストに向けて、高等学校で履修していない新教育課程の『情報Ⅰ』を新たに独習するには期間も短く、大きな困難がある。

3 補足

- （1）旧教育課程履修者は、共通科目「情報」について、「社会と情報」または「情報の科学」のいずれかを選択履修している。しかし、これらの科目は、新教育課程履修者が履修する「情報Ⅰ」と目標と内容が大きく異なるため、すでにサンプル問題が示された「情報Ⅰ」と同様に、旧教育課程の受験生の負担を少しでも軽くすることができるよう、それぞれの科目について実際の問題セットをイメージした経過措置問題のサンプル問題の作成を要望する。
- （2）令和7年度大学入学共通テストの出題科目『情報Ⅰ』を課す大学は、令和4年度中に公表していただきたい。

全教委連第107号
令和3年8月18日

独立行政法人大学入試センター
理事長 山本 廣基 様

全国都道府県教育委員会連合会
会長 藤 田 裕 司

大学入学共通テストの出題科目『情報Ⅰ』の経過措置
に向けた（案）に対する意見について

令和3年7月26日付け入試セ企第44号通知「平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した大学入学共通テストにおける出題科目『情報Ⅰ』の経過措置について（照会）」で依頼のありました件につきまして、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1 A案に対する考え方と要望

A案：旧教育課程の教科「情報」（「社会と情報」及び「情報の科学」）の内容に対応した経過措置問題を作成し、令和7年度大学入学共通テストの出題科目『情報Ⅰ』を課す大学を志望する旧教育課程履修者に受験させる。

- ・『情報Ⅰ』の試験問題と比較して適切な難易度・配点の経過措置問題を作成することにより、新教育課程（平成30年度告示高等学校学習指導要領）履修者と旧教育課程（平成21年告示高等学校学習指導要領）履修者との間で、形式的公平性が確保できる。
- ・形式的公平性が確保されることにより、各大学の入学者選抜において、新教育課程履修者と旧教育課程履修者との間に配点や選抜方法等の差を設ける必要がない。
- ・各大学による取扱いの差が生じないことから、教科「情報」の取扱

いについて大学入試センターが情報発信を一元的に行うことが可能であり、対象者が正確な情報に基づいて希望進路の実現に向けて準備を進めることができ、また学校において適切な進路指導を受けることができる。

- ・経過措置問題を受験科目として採用する大学が少ない場合に、旧教育課程履修者の大学選択の幅が狭くなる懸念がある。

以上の考え方を踏まえ、A案による対応を実施する場合には、次に示す内容について、ご配慮をお願いいたします。

- ・経過措置問題となる科目と『情報Ⅰ』の学習内容が大きく異なるため、適切な出題内容・難易度の問題を作成していただきたい。
- ・旧教育課程履修者への負担増については、教科「情報」への対応だけでなく、大学入学共通テスト全体の変更に対応しなければならないことを考慮し、慎重に検討していただきたい。
- ・『情報Ⅰ』を課す大学が、経過措置問題を旧教育課程履修者の受験科目として採用するよう、取扱い指針の提示などの適切な措置をしていただきたい。
- ・『情報Ⅰ』のサンプル問題がすでに公開されていることから、経過措置問題の科目ごとの出題範囲の詳細及びサンプル問題の公開などの措置を、早急に実施していただきたい。
- ・また、例として、基礎的な内容を問う経過措置問題を作成した上で、各大学において一定の配慮を行うなど、B案を組み合わせた手法による対応等も含めて、検討していただきたい。

2 B案に対する考え方と要望

B案：旧教育課程の教科「情報」の内容に対応した経過措置問題を作成せず、令和7年度大学入学共通テストの出題科目『情報Ⅰ』を課す大学において、旧教育課程履修者が不利とならないよう配慮する。

- ・経過措置問題を作成しないため、科目間の難易度の相違等により生じる公平性が問題とならない。

- ・大学入学共通テストで『情報Ⅰ』を課す大学において、旧教育課程履修者には「『情報Ⅰ』を受験しなくてもよい」とした場合については、旧教育課程履修者が大学入学共通テストにおける教科「情報」の学習をする必要がないため、受験者の負担が軽減される。
- ・各大学のアドミッションポリシーに基づき、『情報Ⅰ』の取扱いを含め、大学入学者選抜の方法について、各大学が個別に決定できる。
- ・『情報Ⅰ』を課す大学においては、旧教育課程履修者に配慮した取扱いを予め明示する必要があるが、各大学の取扱いが公表されるまでの期間、高等学校等における適切な進路指導が困難となる懸念がある。
- ・旧教育課程履修者が不利にならないような配慮の方法が大学ごとに異なった場合、『情報Ⅰ』の受験が旧教育課程履修者の大学選択の幅に大きな影響を及ぼす可能性がある。
- ・大学入学共通テストで『情報Ⅰ』を課す大学において、志願するすべての受験者に『情報Ⅰ』を課した上で、旧教育課程履修者に「不利にならないよう配慮する」とした場合、同一の試験を課しているにもかかわらず、配慮される受験者と配慮されない受験者が存在することになり、入学者選抜の公平性・公正性に疑念を抱かれる可能性がある。
- ・大学入学共通テストで『情報Ⅰ』を課す大学において、旧教育課程履修者には「『情報Ⅰ』を受験しなくてもよい」とした場合、新教育課程履修者とは別に、旧教育課程履修者の取扱いを定めなければならない。

以上の考え方を踏まえ、B案による対応を実施する場合には、次に示す内容について、ご配慮をお願いいたします。

- ・旧教育課程履修者への負担増については、教科「情報」への対応だけでなく、大学入学共通テスト全体の変更に対応しなければならないことを考慮し、慎重に検討していただきたい。
- ・各大学の旧教育課程履修者に対する『情報Ⅰ』の取扱いに大きな差が生じないように、取扱い指針の提示などの適切な措置をしていただきたい。
- ・公平性の確保がどのように担保されるのかについて、受験生の理解

を得ることが可能かどうかを含め、慎重に検討していただきたい。

3 全体についての意見

経過措置の主な対象者は、令和3年度以前に高等学校に入学している生徒であり、すでに高等学校に入学し、旧教育課程での学習を進めている生徒になります。対象となる生徒が希望進路の実現に向けて安心して準備を進めることができるよう、また学校において適切な進路指導を受けることができるよう、引き続き慎重に検討を進めていただき、適切な経過措置の実施について、可能な限り早い段階に公表するとともに、丁寧に説明がなされるようお願いいたします。

また、教科「情報」については、専任の指導教員の不足が課題となっている地域もあることを踏まえ、新教育課程履修者を含め、学びの公平性の担保が図れるよう、引き続き留意していただくようお願いいたします。

大学入学共通テストにおける出題科目『情報Ⅰ』の経過措置について（指定都市教育委員会協議会とりまとめ）

政令指定都市	適当と考える案	A,B以外の対応案	その他
札幌市	B案		
仙台市	B案		
さいたま市	B案		A案を推す声もありましたが、B案が適当と考える根拠について参考に記載します。 ・混乱が少ない。 ・受験生は現役合格するつもりで学習するので、過年度生として受験する際に新たに科目が増えるのは酷である。 ・経過措置問題に伴う点数調整をすると、受験生に不公平感が出るのではないか。 ・プログラミングが得意で『情報Ⅰ』を受験した方が点数がよいという過年度生もいるだろう。
千葉市	B案		
川崎市	A案		
横浜市	A案		
相模原市	-		本市には市立高校がないため、回答なし
新潟市	B案		過年度生に対して「科目の追加」という負担を強いるのは、適当でないと考える。 また、「情報Ⅰ」とは内容が大きく異なる「経過措置問題」において、それらの難易度や平均点の差を評価するのは難しいのではないかと思う。 これらを踏まえて、A案の場合、新たな問題作成に係る業務及び経費の負担に見合うだけの意義があるのか疑問を感じる。 よって、B案のように、各大学において、自校の特色を活かした対応を実施する方が望ましいと考える。
静岡市	B案		
浜松市	-		浜松市は大学・短大を設置していないため、回答者として適さない。
名古屋市	A案		
京都市	A案	過去に数学のセンター試験でも実施されていたように、旧教育課程の「情報」と新教育課程の「情報Ⅰ」で重複する範囲を共通問題とし、異なる範囲を選択式にしようか。	
大阪市	B案		
堺市	B案		
神戸市	B案		
岡山市	A案		
広島市	A案,B案		
福岡市	B案		
北九州市	B案		
熊本市	A案		

令和3年8月4日

独立行政法人大学入試センター理事長

山 本 廣 基 様

全国市町村教育委員会連合会

会長 田邊 俊治

「平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した大学共通テストにおける
出題科目『情報1』の経過措置について(照会)」の意見書

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストを受験するに当たり、旧教育課程履修者が不利益にならないように対応することは、受験生や保護者など多くの関係者にとって、公平性を担保する上でも大切なことであると考えます。

1. A案の旧教育課程の教科「情報」の内容に対応した経過措置問題を作成し、令和7年度大学入学共通テストの出題科目「情報1」を課す大学を希望する旧教育課程履修者に受験させることは、志願者全体の公平さを保つ意味ではよいと思いますが、旧教育課程履修者にとっては、大学入学共通テストを受験する際、新たに受験しなければならなくなり、負担増になってしまうことが考えられます。

また、旧教育課程履修者の履修について、新教育課程履修者が履修する「情報1」と目標や内容が大きく異なるため「情報1」と経過措置問題とでは、試験問題の内容が異なってくるため、受験生にとって回答にも混乱が生じる可能性が予想されます。

さらに、経過措置問題を新たに作成する場合、問題作成者の負担が大きくなることも考えられます。

2. B案の旧教育課程の教科「情報」の内容に対応した経過措置問題作成せず、令和7年度大学入学共通テストの出題科目『情報1』を課す大学において、旧教育課程履修者が不利とならないように配慮することは、受験生、保護者などの関係者に安心感を与えます。

また、旧教育課程履修者が、不利益にならないように、令和7年度大学入学共通テストにおいて『情報1』を課す大学において、予め『情報1』の取り扱いについて事前に明示してあることは、受験生にとっても不安感の解消になり、旧教育課程履修者にとって、目に見える形で、不利益とならないよう措置されていくことになると考えます。

- 3 以上のことからB案が適当と判断します。